

【公開資料】

第1回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月28日（金曜日）午後2時から2時15分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席10名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席6名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	長谷部実	藤浦利吉
	近藤正孝	金子さか江	三島孝二
農地利用最適化推進委員	石川清勝	永井是充	新美康弘
	加藤浩孝	杉浦孝明	磯貝孝弘
4. 欠席委員（農業委員1名、農地利用最適化推進委員3名）

	黒田実	藤関弘之	金原節子
	下島良一		
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選定について
  - 第2（1）議案について (11件)

議案第1号 農用地利用集積計画の件	11件
-------------------	-----
  - （2）報告事項について (29件)

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	1件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	13件
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件	12件
  - 追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件	3件
-------------------	----
6. 事務局・説明員

事務局長	生田和重	次 長	牧 勝彦	課長補佐	小林圭介
担当係長	松井佑未子				

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。  
定刻となりましたので、ただいまより「第1回 碧南市農業委員会」を開会します。  
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。6番委員、13番委員、16番委員、18番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員10名・推進委員6名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立してありますことをご報告いたします。  
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、4番委員、5番委員にお願いします。

会長 次に、日程第2の議事に入ります。  
議案第1号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。  
議案第1号、農用地利用集積計画の件についてです。  
こちらは、一覧表にて説明します。  
相対による貸借権設定は、合計件数4件、合計面積4,347㎡です。内訳は、畑4,347㎡です。  
続きまして、所有権移転は、合計件数1件、合計面積1,577㎡です。内訳は、畑1,577㎡です。  
5ページの 受付番号26番 ですが、令和5年5月の農業委員会にて農地流動化申出のあった農地で、大浜地区の9番委員と17番委員があっせん委員となり、農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。  
続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による貸借権設定です。こちらは、農地中間管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を行うものです。  
合計件数6件、合計面積19,314㎡です。内訳は、田19,314㎡です。  
  
以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、  
第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。  
第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である  
イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。  
ロ、耕作等に必要なる農作業に常時従事すると認められること。  
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 ありがとうございました。

- 全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。5番委員の案件を先決します。
- 会 長 5番委員の案件は、受付番号20番、21番、23番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議 場 5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 会 長 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号20番、21番、23番は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 続きまして、19番委員の案件を先決します。
- 会 長 19番委員の案件は、受付番号25番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議 場 19番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 会 長 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、19番委員関連の受付番号25番は、原案のとおり決定しました。
- それでは、先決4件を除く7件について、質疑に入ります。
- この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件、1件。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件、13件。報告第3号、農地法第18条第6号の規定による通知の件、12件。
- 追加報告 報告第4号生産緑地あつせん願の件、3件。合計29件、一括報告してください。
- 事務局 (報告)
- 会 長 ありがとうございます。
- 会 長 只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会 長 それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
- 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会 長 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できるとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会 長 無いようですので以上をもちまして、第1回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時15分閉会～